

平成30年度の国民年金保険料は 月額16,340円です

4月から、国民年金保険料が月額16,340円に変わります。支払方法により、保険料が安くなる場合がありますので、早割や前納をご利用ください。

納付書による前納

日本年金機構から、1年前納（4月～翌3月分）と6か月前納（4月～9月分、10月～翌3月分）の納付書が、4月上旬に送付されますので、金融機関（郵便局を含む）またはコンビニエンスストア、電子納付で納付期限までに納めてください。

各月用の納付書も同封されていますので、重複して納付しないようご注意ください。
※年度途中からの前納もできますので、希望する方は年金事務所へお問い合わせください。
※納付書による平成30年度の2年前納の受付は終了しました。

口座振替による前納

口座振替では、1年前納と6か月前納、早割（当月末振替）や2年前納（4月～翌々年3月分）を利用できます。

口座振替を希望する方は、基礎年金番号が確認できるもの（年金手帳等）、通帳、届出印を持参のうえ、金融機関（郵便局を含む）または年金事務所です手続きをお願いします。
※口座振替による平成30年4月分からの前納の受付は終了しました。
※口座振替が開始されるまで2か月程かかりますので、お早めにお申込ください。

◎平成30年度国民年金保険料

	納付書による納付額 【割引額】	口座振替による納付額 【割引額】
毎月納付 (翌月末振替)	16,340円 【-】	16,340円 【-】
早割 (当月末振替)	適用なし	16,290円 【50円】
6か月前納	97,240円 【800円】	96,930円 【1,110円】
1年前納	192,600円 【3,480円】	191,970円 【4,110円】
2年前納	378,580円 【14,420円】	377,350円 【15,650円】

問 千葉年金事務所

☎ 043(242)6320

佐原年金事務所

☎ 0478(54)1442

国民年金保険料 学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、所得の少ない学生が申請すると、保険料の納付が猶予される制度です。
この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

対象者

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学し、前年所得が基準以下の方または退職（失業）等の理由がある方【所得の目安】
118万円＋（扶養親族の数×38万円）以下

※対象とならない学校もあります。

申請期間

4月から、平成30年度分の受付を開始します。承認された場合は、4月から平成31年3月までの納付が猶予されます。

また過去に納め忘れがある場合は、2年1か月までさかのぼって申請できます。

必要なもの

①個人番号（マイナンバー）

- カード・通知カード等）もしくは基礎年金番号（年金手帳等）が確認できるもの
- ②学生証（コピー可）または在学証明書
- ③認印
- ④退職（失業）した方は雇用保険被保険者離職票等の書類

注意

学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、**年金額には反映されません。**
この期間を10年以内に納付（追納）すると、年金額に反映されます。

申問 住民課国保年金班

☎ (84) 1214